

別紙

平成30年度の法人指導監査における監査の重点事項について

平成30年度の法人指導監査を実施するにあたり、南丹市においては下記の項目を重点事項とする。

記

1 経営組織のガバナンスの強化（牽制機能の発揮）

(1) 評議員、評議員会による牽制機能

ア 評議員の選任

評議員として適切な者が選任されているか、適切であることを確認しているか

イ 評議員会への出席

評議員会の欠席が多い評議員はいないか

(2) 理事、理事会による牽制機能

ア 理事の選任

理事として適切な者が選任されているか、適切であることを確認しているか

イ 理事会への出席

理事会の欠席が多い理事はいないか

ウ 理事会での決議

理事会は果たすべき職務・決議を行っているか

エ 理事会での理事長、業務執行理事の報告の実施

定められた回数、報告すべき事項が報告されているか

(3) 監事による牽制機能

ア 監事の選任

監事として適切な者が選任されているか、適切であることを確認しているか

イ 理事会への出席

理事会の欠席が多い監事はいないか

ウ 理事の職務の確認、理事会での意見

理事、理事会が果たすべき職務・決議を行っていない場合、意見を述べているか

エ 監事監査の適切な実施

事業報告及び計算書類に関する監査を適切に実施しているか

2 事業運営の透明性の向上（国民一般への公表）

(1) 書類の備置き及び閲覧

必要な書類が備置かれ、適切に閲覧できるか

ア 定款

イ 計算書類等、財産目録等

(2) 情報の公表

公表すべき情報がインターネットで公表されているか

3 財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理の確保）

(1) 現金の取扱い、会計処理

- ア 預金残高の突合
- イ 小口現金の取扱い、牽制機能
- ウ 施設寄附金及び預り金の保管、処理

(2) 入札・契約の適正な執行

- ア 法人印、代表者印の管理など（牽制機能）
- イ 理事長専決事項の範囲（経理規程）
- ウ 随意契約の妥当性

(3) 計算関係書類の作成

- ア 附属明細書
- イ 注記に記載すべき事項

(4) 資産の管理

ア 基本財産の管理

- (ア) 全ての基本財産を定款に記載し、事実と内容が一致しているか。
- (イ) 財産目録と注記で額が一致しているか。
- (ウ) 財産目録と附属明細書で額が一致しているか。

イ 基本財産の処分等への対応

- (ア) 必要な手続きを経ているか

ウ 多額の借財について

- (ア) 理事会の決議を受けているか。
- (イ) 多額にあたる額の定めがあるか。定めがない場合は全ての借財について理事会の決議が必要。

4 財務規律の強化（社会福祉事業等への計画的な再投資）

社会福祉充実計画に定める事業が計画に基づき実施されているか